

「(仮称) 島根風力発電所に係る計画段階環境配慮書」に対する 意見について

本事業は、合同会社 NWE-09 インベストメントが、島根県浜田市長見町、金城町、弥栄町の行政界付近において、最大で総出力約 54,000kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、現時点では、系統連携への接続は確保されていないが、恵まれた風況を活用するものであり、再生可能エネルギーの普及の観点からは望ましいものである。

しかしながら、事業実施想定区域とその周辺には、住居及び既設の風力発電設備等が存在することから、風力発電設備等の設置位置次第では、騒音等、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場等について累積的な環境への影響も懸念される。

現在、本事業計画の検討に当たっては、以下の措置を適切に設定し、配置の検討をしていただきたい。

総論

1. 対象事業実施区域の設定

事業実施想定区域内には、地元住民の象徴的存在であり、小学校校歌にも歌われる雲城山が含まれている。この山は歴史上の価値も有しており、地域の生活や文化、教育、景観などへの影響が懸念される。また、その地元住民に対して、十分な住民説明や意見聴取がなされないまま、事業者を中心に事業が進められている状況であり、地元住民の不信感が高まっている。

対象事業実施区域の設定に当たっては、地元住民の理解が得られるよう環境影響の重大性の程度を整理し、配置の検討をすること。

2. 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が位置しており、また関連する会社が更なる建設に向けて環境影響評価手続中である。累積的な影響が懸念されるため、今後、稼働している風力発電における影響の把握に努め、風力発電設備等の配置等を検討すること。

3. 事業計画の見直し

個別的事項で述べる各項目に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

4. 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討にあたっては、同様の事業で公開されている事後調査結果等を参考として、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

5. 最新の知見やデータの活用

配慮書において使用されていた保安林に関するデータが最新のものではなかったため、方法書以降の手続では地形や書籍等の参考文献などについては、最新の精度の高い情報をもって、調査・評価を実施すること。また、事業実施想定区域には史跡等の文化財も多数見られることから、遺跡や古文書調査など、専門的、学術的な調査を実施すること。

各論

1. 騒音、低周波音等について

事業実施想定区域の周辺には、住居及びその他環境の保全について配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時における風切り音等による騒音や低周波音による環境影響が懸念される。このため、風力発電設備の位置等の検討にあたっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映し、住居等への影響を回避又は極力低減すること。特に既に県内他市において、今回計画されている大きさの半分以下の風車が稼働している。それらを元に騒音、振動等についてデータでわかりやすく示すこと。

2. 水生生物について

事業実施想定区域周辺には、二級河川の周布川及び三隅川などが分布し、絶滅危惧種であるゴギを始め、多数の希少な水生生物等が多く生息・生育している。本事業の実施により、複数の沢筋や河川区域などへ土砂や濁水が流入し、そこに生育する重要な水生生物等への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、専門家等の助言を踏まえ、沢筋や河川区域から距離を十分確保することに加え、雨水排水対策も

十分に検討するとともに、工事実施等の土工量を抑制し、土砂の流出を最小限に抑えること等により、重要な水生生物等への影響を回避又は極力低減すること。

3. 発生土について

事業実施想定区域と周辺地域では土壌の掘削や改良時に自然由来の重金属類が検出されやすい地域となっている。このため、改変等に伴う発生土が河川及び地下水に影響を与えるといったことが懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、地質を調査し、水環境への影響を回避又は極力低減すること。また、残土については適切な処理を計画、実施すること。

4. 動物、植物及び生態系について

事業実施想定区域の周辺には、住居及びその他環境の保全について配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており工事中及び供用時における騒音や低周波音による環境影響が懸念される。これらの影響が野生動物の生存分布域への影響が出る可能性も否定できない。専門家等の知見や最新の情報により、動物の生態系に極力影響がでないよう配慮すること。

5. 景観について

事業実施想定区域及びその周辺には、地元住民のシンボルである雲城山が位置しており、本事業の実施により景観が損なわれることが懸念される。また、地元住民により登山道の整備と展望台の設置がされており、眺望点からの風力発電機の見えの大きさに多大な影響が予測される。浜田市内にはその他にも大麻山や室谷の棚田といった景観資源も多数存在することから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価の上に、風力発電機器の色を環境融和塗装にするなど、景観を損なわない方法を検討すること。また、専門家等の助言や地元住民、利用者等の意見も踏まえて、地元住民に理解が得られるよう十分配慮の上、慎重に検討を行い、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

6. その他の項目について

(1) 低周波音、風切音等による動物等への影響を始め、動物の活動域が住

居地域へ下がることによる農作物への影響と人への影響について、先進地事例や最新の知見等を基に、十分検討すること。

(2) 周布川では第5種協同漁業権を有する周布川漁協がアユ稚魚の放流を実施しており、既に稼働している弥畝山の風力発電設備等の設置工事時には砂泥、礫が河川流入したという経緯もある。そのため本事業に関連する工事実施時には、砂泥等が河川に流入しないよう十分な検討、対策を講じること。

(3) ブレードの回転あるいは風力発電機自体の存在により電波障害が予想される。電波への影響を回避又は障害が発生した際には改善に向けた対策に取り組むこと。

(4) 落雷や豪雨災害等の発生により風車本体の破損や部品の損失などが懸念される。事故が発生しないよう日常の点検はもちろん、災害等発生時の対応については十分検討すること。

(5) 事業実施想定区域周辺の地元住民に対して、住民説明会等を通じて理解が得られるよう配慮すること。また、住民の懸念についても十分配慮しながら計画を進めること。

(6) 当該事業者は、全国各地でも同様の事業を同時期に計画しているが、将来にわたって責任を持って事業を継続できる者であるかどうか十分に確認・立証すること。

以上